

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和3年8月10日（火）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

国家公務員の給与の取扱いについて、検討に着手することとされた。

各大臣意見：

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、ボーナスを引き下げる勧告となった。
- ・ 政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重すると  
の基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急  
に結論を出す必要があると考える。
- ・ なお、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出も提出され  
ているため、別途、必要な対応を検討していく。

○麻生財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を完全実施した場合、△590億円程度の節減効果があります。
- ・ 財政当局としては、人事院勧告を尊重すると  
の基本姿勢に立ちつつ、我が国の極めて  
厳しい財政状況等諸般の情勢を踏まえ、その取扱いを検討すべきと考えております。

○武田総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきもので  
あり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する  
必要があると考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを  
引き続き推進してまいりたいと考えております。

○田村厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣  
かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場  
に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○西村内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、賃上げの流れの継続に取り組ん  
でおります。本来であれば国家公務員についても率先して賃上げを行っていくべきと  
ころですが、感染症の影響により、民間企業のボーナスが昨年から減少しており、国家  
公務員のボーナスも、社会一般の情勢に適応させることが原則となっていることを踏  
まえれば、人事院勧告の趣旨を尊重して検討していくことが適切であると考えます。
- ・ 今後とも、成長と分配の好循環を実現するため、生産性向上への支援や下請取引の適  
正化等により、企業が賃上げできる環境の整備に取り組み、賃金の継続的な上昇を図っ

てまいります。

以 上